## 特定一般教育訓練明示書

1 ব	Æ	川又	狄	F	D/	川 小不	רלי	7]/		l			
講座の名称	看護師特定行	為研修	(在宅・	慢性	期領垣	<b>はパッケー</b>	ジコース	ζ)					
実 施 方 法	① 通学 (	( 昼間	· 夜	間 •	土日	) (2	通信	スクー	ーリン	グ(回	]数13	回)	
指定講座番号(15桁)	2222			_		23	310013			_	6		
講座の創設年月日	対象講座の指	定期間		過年の 実	講	入	講者数(	(3人)		修了	了者数	(3人)	
令和3 年4 月1日	令和8年	E3月31日				411	-1.1 4					-+	
訓練期間 10ヶ月						総訓練時間 333 時間							
1. 教育訓練目標													
①取得目標とする資格の	名称、目標レヘ	ベル		看護	師特定	行為研修	修修了						
②①に係る資格・試験等	の実施機関名	称		厚生	厚生労働省								
③当該資格等を取得する 格等	ための要件ま	たは受り				6以上、討 は認める	験合格	率得点	率80	%以」	Lで合 <sup>い</sup>	格、	
④当該技能・知識の習得種・職務及び習得された打る業界と活用状況			ておい	修修	了看護	ニおいて、 <b>賃師が手</b> 順 が提供で	真書に基					宇定行為研 トタイム	
2. 教育訓練の内容	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·												
教 科		ラム)				時	間				女材彳		
共通科目_臨床病態生理	学					30	)	全日病	SQUE	看護的	师特定:	行為研修	
共通科目_臨床推論						5	5	全日病	SQUE	看護的	师特定·	行為研修	
共通科目_フィジカルアセ	スメント					4	5	全日病SQUE看護師特定行為研修				行為研修	
共通科目_臨床薬理学						4	5	全日病SQUE看護師特定行為研修				行為研修	
共通科目_疾病病態概論						40	)	全日病SQUE看護師特定行為研修					
共通科目_医療安全学/	特定行為実践					4	5	全日病SQUE看護師特定行為研修					
区分別科目_呼吸器(長期	月呼吸療法に係	るもの)	関連			11	1	全日病	SQUE	看護的	师特定·	行為研修	
区分別科目_ろう孔管理関	<b>月連</b>					19	9	全日病	SQUE	看護的	师特定·	行為研修	
区分別科目_創傷管理関	連					29	9	全日病	SQUE	看護的	师特定 <sup>。</sup>	行為研修	
区分別科目_栄養及び水	分管理に係る薬	<b>薬剤投与</b>	·関連			14	1	全日病	SQUE	看護的	师特定·	行為研修	
3. 受講者となるた	めの要件(3	この講座	を受請	講する	ために	必要とさ	れている	る条件な	ど)				
①受講するに当たって必要な実務経験等 看護師免許取得後通算5年以上の経験													
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 大学・短技能・知識等の内容及びその水準 許を有す						たは看談	<b>真門学</b>	校以上	日;	本にま	<b>いたる</b>	<b></b> 手護師免	
③その他													

[	特	記	事	項	

## 特定一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況										
(1)資格取得状況										
① 前年度の修了者数	3	人		_						
② ①に係る教育訓練の入講者数	3	人								
③ ②のうち目標資格の受験者数	3	人	受験率(③/②)	100.0	%					
④ ③のうち合格者数	3	人	合格率(④/③)	100.0	%					
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人								
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	3	人	就職•在職率(⑤+⑥/②)	100.0	%					

- ※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。
  - この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。
- ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、 修了後に別の職に転職した者。

#### (2) 受講修了者による講座の評価等

(2) 文語修 1 台による	神座の評価寺						
① 回答者総数		1	人				
② 受講開始時の就 業状況等	1 正社員	1	人	②A:就業者計			
	2 非正社員、派遣社員	0	人	(A. 机来有前			
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	1			
	4 非就業	0	人	②B:非就業者計			
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人				
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人				
	3 社内外の評価が高まる	1	人	③の回答数合計			
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ	0	人	※②Aと同数(又はそれ   以下: 			
1-0.0 m3/1-02 u 1 m	5 趣味・教養に役立つ	0	人				
	6 その他の効果	0	人				
	7 特に効果はない	0	人	1			
④ 就業していない 受講者による講座の 評価	1 早期に就職できる	0	人	]			
	2 希望の職種・業界で就職できる	望の職種・業界で就職できる 0 人					
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそ			
	4 趣味・教養に役立つ	0	人	れ以下)			
	5 その他の効果	人					
	6 特に効果はない	0	人	0			
	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計			
⑤ 受講者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0	人	※②Bと同数(又はそ			
⑤ 受講者の就業状 況	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0	人	九以下)			
	4 就職していない	0	人	0			
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	1	人	⑥の回答数合計			
	2 おおむね満足	0	人	※①と同数(又はそれ 以下)			
	3 どちらとも言えない	0	人	1			
	4 やや不満	0	人				
	5 大いに不満	0	人-	J			

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等 の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

到達度の把握・測定方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル ▼ 文業単位を満たし課題研究に合格すること。科目ごとに合格基準が設 定されており、筆記試験、OSCE、観察評価を行っている。

(通信制講座の場合)

スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

静岡県立大学看護学部実習室およびシミュレーションセンターを利用す る。共通科目は7月に6日程度の演習・実習を実施する。区分別科目に ついては、パッケージ科目は7~8月に5日程度の実習・試験を行う。

# 特定一般教育訓練明示書

6. 受講効果の把握	屋方法											
			出席率80%以上、試験合格率得点率80%以上で合格、 補講・追試は認める。									
(2)修了認定基準に係る、教育日標に対する技能・知識   のレベル到達度抑振・測定方法				修了単位を満たし課題研究に合格すること。科目ごとに合格基準が設定されており、筆記試験、OSCE、観察評価を行っている。								
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法												
(1)受講中の者に対する習得度·理解度に関する具体 的な助言·指導の方法			必要に応じて受講者の理解度や進度について面接などで確認する。実 習においては指導者から適宜直接指導を受ける。									
			研修担当者が、受講生の学習進捗・達成状況を把握し、受講生からの 相談を常に受けつけることが可能な体制が整っている。							Eからの		
8. その他の事項												
指定教育訓練: 及び代表:		静岡県公立	立大学法人 						(代表者	名: 今	井 康	<b>さ</b> )
住所及び連絡先 静岡県静岡市駿河区谷			F田52-1 TEL 054-264-5102									
施設名称及び施設長名静岡県立大学								(施設長	: 山 <sup>-</sup>	下 早苗	)	
住 所 及 び 連 絡 先 静岡県静岡市駿河区谷			田52	-1				TEL 054	-264-5	102		
苦情受付者	名 井口 賢	<b>【輔</b> 所属	事務局 広報・企画	室	事務担当者	Ť	氏名	井口	賢輔	所属	事剂 広報・1	
連絡先	TEL	054-20	02-2050		連絡先		TEL	054-	-202–205	0		
特定一般教育訓練経	費 1. 特定	一般教育記	川練給付金の	対象	となる経費(	1) +	2)			550	0,000	円
支払い方法 ① 一括払	(※割		、額) 置を実施した その税込額と									田
② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した				ᅩᄖᅩᄼ	.1-1+					550	0,000	円
② 分 割 払			どの税込額と				(うち、)	必須教	材費		0	円)
	2. 特定	一般教育訓	川練給付金の	)対象	外となる経費	(1)	+ ② -	+ 3 +	- (4)	20,0	000	円
③ 両方可能 ① 任意の教材費(税込額)					. / <b>**                                 </b>							円
	_	実習等に作 施設維持費	¥う交通費・宿 ●(税込額)	百汨費	(柷込頟)							円 円
	_			金、PC	Cの損害保険料	¥、情	報誌代	)(税	込額)	20,	,000	円
	3. 総額	3. 総額(1+2)(税込額)							570	0,000	円	

### 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項こついて

教育訓練的制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いたします。

- (1) 特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接特定 一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定調験受験料、 補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対す る手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場 合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) <u>現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割らの適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割ら額等を差しらいた額が教育訓練給付</u>金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 特定一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験にで、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。